

## 小牧市下水道事業告示第6号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、次のとおり告示する。

その関係図書は、令和7年5月16日から令和7年5月30日まで当市上下水道業務課に備え置いて縦覧に供する。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く、午前8時30分から午後5時15分とする。

令和7年5月15日

小牧市下水道事業

小牧市長 山下 史守朗



1 供用及び下水の処理を開始する年月日  
令和7年6月1日

2 供用及び下水の処理を開始する区域  
・大字久保一色字佃の一部  
・大字二重堀字林先、字中田の各一部

3 供用を開始する排水施設の位置

|       |                      |
|-------|----------------------|
| 管渠の種別 | 一色污水枝線               |
| 起 点   | 大字久保一色字佃950番10       |
| 終 点   | 大字久保一色字佃1040番1       |
| 摘 要   | 五条川左岸流域下水道犬山幹線第2号に接続 |

|       |                |
|-------|----------------|
| 管渠の種別 | 外山污水枝線         |
| 起 点   | 大字二重堀字中田1058番2 |
| 終 点   | 大字二重堀字林先1586番  |

- 4 供用を開始する排水施設の分流式又は合流式の別  
分 流 式